

# 生徒手帳

川口市立安行中学校

昭和 42 年 3 月 8 日制定

下山つとむ 作詞

石井 義信 作曲

## 安行中学校校歌

1、緑樹の丘に高く立つ  
校舎の窓の 日の光り  
大地の果てより はるばると  
広野をわたる 風清い  
筑波はかすみ 富士晴れて  
すぐれた自然の ふところに  
ああ 安行中学校

2、清松霜に 色を増し  
白梅雪に 香を誇る  
励んで鍛える 若人が  
断じて立てば 苦も楽し  
歌おう 友よ 高らかに  
伸びゆく われらの喜びを  
ああ 安行中学校

3、自然の愛を 土に稟け  
祖先の道を 樹に学ぶ  
信ずるその日は 遠くとも  
必ず理想の 幸開く  
希望に燃えて 若人が  
こころの誓いを この歌に  
ああ 安行中学校

## 学校教育目標

- 知 ・ 主体的に学ぶ生徒
- 徳 ・ 心豊かな生徒
- 体 ・ 心身ともに健康な生徒

### 【緊急連絡先】

川口市立安行中学校

電話 048-295-1805

さわやか相談室

電話 048-298-1371

※学校のこと、教育のこと等、何かあれば遠慮なくご相談ください。

# 目次

校歌

学校教育目標

学校の沿革

日課時程表

生徒会規約

生徒会役員選挙規定

服装規程について

どこで買ったらいいの

GIGA・タブレットについて

いじめ防止について

# 学校の沿革

所在地 埼玉県川口市安行原 2221 番地

TEL 048(295)1805

## 「昭和」

- 22.4.1 埼玉県北足立郡安行村安行中学校創設
- 24.5.13 校舎一棟(4 教室)落成し開校式を挙げる
- 27.5.28 中棟校舎(特別教室 2)落成
- 30.4.1 安行村の川口市合併により、川口市立安行中学校と称する
- 35.4.1 北足立郡美園村大字西立野地区一部川口市 編入により学区拡大
- 36.3.22 北校舎(3 教室)落成
- 38.4.1 戸塚地区(差間行衛を除く)学区に編入される
- 38.8.20 中校舎落成
- 41.10.9 川口市立安行中学校校旗を制定発表
- 42.3.8 川口市立安行中学校歌(作詞)
- 49.10.14 管理棟落成
- 54.2.14 校庭舗装道路沿いに、桜 15 本植樹(PTA から寄贈・奉仕)
- 55.4.10 柔道場・剣道場・建築工事工事完成
- 55.8.28 中校舎生徒用玄関新築落成
- 55.9.25 グランド、基礎より掘り起こし全面改修
- 57.3.13 岩石園新設(PTA)
- 57.3.25 校門新設(旧を撤去)
- 57.8.25 中校舎改修、外装塗装,教室床張り替え、渡り廊下塗装
- 60.4.1 安行東中学校新設に伴う分離
- 63.4.1 特殊学級(1 学級)創設
- 63.8.29 校庭にスプリンクラー設置(21 基)

## 「平成」

- 2.8.31 管理棟外装塗装
- 3.8.31 中校舎外装塗装
- 4.2.28 特殊学級シャワー室設置・保健室エアコン設置
- 4.8.31 南校舎外装塗装
- 5.1.22 陶芸庫新設
- 5.10.30 金工室をコンピュータ室に改装(17 台設置)
- 7.10.7 武道館新設(名称:緑風館)
- 8.8.31 管理棟 1 階会議室改装

- 8.11.30 開校 50 周年記念式挙行
- 9.2.3 南校舎 1 階さわやか相談室開設
- 9.6.1 校長室・事務室・職員室エアコン設置
- 9.8.31 南校舎 4 階・図書室・図書閲覧室新設
- 11.8.24 南校舎 1～3 階トイレ改修
- 11.8.30 コンピュータの新機種に入れ替え
- 12.10.17 川口市教育委員会委嘱「音楽,技術・家庭」本発表
- 13.3.30 プール改修
- 13.14 年度川口市教育委員会委嘱研究「総合的な学習の時間」
- 14.8.31 校内プリンクラー改修
- 18.19 年度 川口市教育委員会委嘱研究「生徒指導」
- 19.12.4 川口市教育委員会研究委嘱本発表・記念講演
- 20.7.25 管理棟(体育館・1 階保健室,技術室)耐震工事
- 20.8.30 南校舎非常階段耐震工事完了
- 22.23 年度 川口市教育委員会委嘱研究「学力向上」
- 22.6.1 学校応援団創設
- 23.4.22 学校ファーム推進校委嘱
- 24.25 年度 小中連携一貫教育推進校委嘱
- 25.11.16 埼玉教育ふれあい賞受賞 「学校・家庭・地域の連携(学校応援団)」
- 25.12.5 平成 25 年度度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣賞受賞
- 26.8.28 発掘調査
- 27.3.2 仮設校舎建設開始
- 27.7.3 仮設校舎完成、引越
- 27.11.11 中校舎改築工事起工式
- 27.11.16 管理棟・南校舎エアコン設置
- 27.11.27 南校舎屋上防水工事
- 29.3. 中央校舎完成、引越
- 29.11.11 校舎落成並びに開校 70 周年記念式典
- 30. 3. テニスコート新設、校庭整備工事

「令和」

- 3.8.17 体育館エアコン設置

## 日課時程表

	月・金	火・水・木
登校時刻	7 : 5 0 ~ 8 : 2 0	
出席確認	8 : 2 0	
朝の会	8 : 2 0 ~ 8 : 3 5	
第 1 時	8 : 4 5 ~ 9 : 3 5	
第 2 時	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 5	
第 3 時	1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 5	
第 4 時	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 5	
給食	1 2 : 3 5 ~ 1 3 : 1 0	
昼休み	1 3 : 1 0 ~ 1 3 : 3 5	
第 5 時	1 3 : 3 5 ~ 1 4 : 2 5	
第 6 時	1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 4 0	1 4 : 3 5 ~ 1 5 : 2 5
清掃	1 4 : 4 0 ~ 1 4 : 5 0	1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 4 0
帰り学活	1 4 : 4 0 ~ 1 4 : 5 0	1 5 : 4 0 ~ 1 5 : 5 0
下校時刻	部活動 ~ 最終下校時刻	
	4 月 ~ 新人戦	1 7 : 3 0
	新人戦終了 ~ 3 月	1 7 : 1 0
<p>○月に 1 回委員会活動の日。</p> <p>○テスト 1 週間前は部活動中止。</p>		

# 安行中学校生徒会規約

## (前文)

私たちは、川口市立安行中学校生徒として、先生方の指導のもとに、生徒相互の協力と責任にもとづいて、日々の生活を自主的に計画し、私たちの学校を一層明るく楽しくするために、生徒会を組織する。私たちは、この規約を守り民主的な運営によって、自治と自由にみち、若さと真実につらぬかれた光輝ある校風の向上発展につとめることを約束する。

## 第1章 名称

第1条 本生徒会は川口市立安行中学校生徒会と呼ぶ。

## 第2章 目的

第2条 本生徒会は、学校並びに地域社会と協力し、生徒の積極性・自主的活動により生徒自身の福祉をはかるとともに、学校の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本生徒会の会員は、安行中学校生徒全員とする。

## 第4章 中央委員会

第4条 中央委員会は生徒会役員と各委員会委員長で組織する。

第5条 本生徒会は会則の目的を達するために、学校行事に対する参加の促進および生徒の意見の反映その他必要と認めた事業を決議し、学校全体に伝達する。

第6条 中央委員会の成立は、議員の3分の2以上の出席を必要とし、生徒会長が必要と認めたときに開く。

第7条 中央委員会の進行は生徒会長が行う。

第8条 委員の任期は半年間とする。

第9条 委員は無記名投票により全選挙者の3分の2以上の要求があったときは辞任しなければならない。

## 第5章 役員

第10条 本生徒会の役員は会長1名、副会長男女各1名、書記2名、庶務2名、会計2名とし、」全校生徒の無記名投票にて選出する。基本、会長・副会長は2年、書記・庶務・会計は2年1名、1年1名とする。

第11条 役員の変更は毎年10月を原則とし、役員選挙は別に定める選挙規定にもとづいて、選挙管理委員会がその事務を行う。

第12条 役員の変更は原則として11月1日から10月31日とする。

第13条 役員の変更は次の通りとする。

○会 長 会長は本生徒会を代表し、その議事を進行させる。

○副会長 副会長は会長を助け、会長に事故があったときは、これに代って会長の事務を行う。

○書記 書記は文書記録に関する事務をとり扱う。

○庶務 庶務は生徒会に関する庶務を行う。

○会計 会計は生徒会会計などの事務を行う。

第14条 役員は無記名投票により全校生徒の3分の2以上の要求があった時は、辞任しなければならない。

第15条 規定人数に足りない場合は、後日再選挙を行う。

## 第6章 委員会

第16条 本生徒会は学級、図書、保健、整美、体育、放送、生活、給食の委員会を組織する。

第17条 各委員会は各学級から選出された男女各1名の委員によって構成し、任期は半年間とする。ただし、図書、給食は男女問わず各クラス2名とする。

第18条 各委員会の任務は次の通りとする。

1. 学級委員会は各学級及び学年の中心となり、その運営全般に関するすべての仕事を行う。
2. 図書委員会は図書紹介、読書指導、貸し出しと整理、保管等を行う。
3. 保健委員会は学校保健計画に協力し、衛生諸検査、その他保健衛生に関することがらを行う。
4. 整美委員会は環境の整美、校舎内外の美化及び校内の掲示物の管理等を行う。
5. 体育委員会は体育行事の運営協力、用具の管理と利用等を取り扱う。
6. 放送委員会は生徒への校内放送、連絡、毎週の放送時間の運営等を行う。
7. 生活委員会は生徒の学校生活向上に関するすべての仕事を行う。又、規定の違反点検も行う。
8. 給食委員会は衛生指導等、給食に関するすべての仕事を行う。

第19条 本生徒会には必要に応じて議会の決議により特別委員会をおくことができる。

## 第7章 部活動

第20条 本生徒会は次の部活動をおくことにする。

運動部…サッカー部、柔道部、野球部、バスケットボール部、女子バレーボール部、ソフトテニス部、女子ソフトボール部、卓球部、水泳部、剣道部、陸上部

文化部…美術部、吹奏楽部、生活科学部、文芸部、合唱部、和太鼓部

ただし、原則和太鼓部は特別支援学級の生徒のみとする。

第21条 本生徒会の部活動は任意加入制とする。

## 第8章 生徒総会

第22条 生徒総会は毎年1回開く。ただし必要に応じて臨時生徒総会を開くことができる。

## 第9章 生徒集会

第23条 生徒集会は原則として毎月1回開く。なお議会が必要と認めるときは、臨時生徒集会をもつことができる。

## 第10章 財政

第 24 条 本生徒会の経費は主として会費による。会費の額は生徒総会の決議により、全生徒の 3 分の 2 以上の承認を得て決定する。

第 25 条 予算及び決算は生徒総会の承認を得なければならない。

## 第 11 章 規約改正

第 26 条 本生徒会規約の改正は、議会で議員の 3 分の 2 以上の多数により承認され、全校生徒の 3 分の 2 以上の賛成により成立する。

## 付則

### 第 27 条

1. 本規約は昭和 36 年 5 月 26 日から実施する。
2. 本規約は昭和 45 年 12 月一部改正し、昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。
3. 本規約は昭和 48 年 4 月一部改正し、昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。
4. 本規約は昭和 52 年 5 月一部改正。
5. 本規約は昭和 53 年一部改正。
6. 本規約は昭和 54 年 6 月 11 日一部改正。
7. 本規約は平成 12 年 1 月一部改正。
8. 本規約は平成 18 年 6 月一部改正。
9. 本規約は平成 20 年 6 月一部改正。
10. 本規約は平成 25 年 1 月一部改正。
11. 本規約は平成 27 年 1 月一部改正。
12. 本規約は平成 28 年 6 月一部改正。

# 安行中学校生徒会 役員選挙管理規定

## 第1章 総 則

第1条 この規定は、生徒会役員を公選する制度を確立し、その選挙が選挙人の自由なる意思によって公明かつ適正に行われ、よって生徒会の健全な発達を期することを目的とする。

第2条 この規定は、生徒会役員の選挙について適用する。

## 第2章 選挙管理委員会

第3条 この規定に基づいて行われる選挙に関する事務を選挙管理委員会が管理する。

第4条 選挙管理委員会は、各学級より選出された2名の委員をもって組織する。

1. 委員は各学級の選挙により、選出されるものとする。
2. 委員長は、委員の中から互選により選出する。
3. 委員長は、選挙管理委員会を代表してその事務をまとめる。
4. 選挙管理委員会の会議は、委員の過半数以上の出席者がなければ開くことができない。又議事は出席委員の過半数で決め、可否同数の時は委員長の決するところによる。
5. 委員は選挙が公正に行われるように、選挙に際しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に必要とみとめる事項を選挙人に周知させなければならない。
6. 生徒会役員は、選挙管理委員になることができない。

第5条 選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

## 第3章 候 補

第6条 立候補又は、推薦の届出をしようとする者は、選挙管理委員会の規定した用紙に必要事項を記入しなければならない。もし届出後変更が生じた場合は、直ちに委員会へ申し込みその訂正を受けなければならない。

第7条 立候補届又は、推薦届の受付は、選挙期日の2週間前から開始する。

第8条 立候補のない時は、推薦候補を立てなければならない。

## 第4章 選挙運動

第9条 選挙運動の期間は、選挙管理委員会の定めた日より選挙日の当日までとする。

第10条 立会演説は生徒集会で行い、候補者以外の演説者は1名とする。

第11条 候補者は選挙管理委員会によって、指定された場所に指定された用紙と指定された枚数だけのピラを提示することができる。

## 第5章 選挙期日

第12条 新役員の選挙は原則として10月中に行う。役員の選挙の期日は少なくとも1週間前に公示しなければならない。

## 第6章 投 票

第13条 選挙は、選挙管理委員会の指定する用紙により投票を行う。全ての投票は無記名で行う。

第14条 投票管理者は、選挙管理委員をもってこれにあてる。投票管理者は、投票に関する事務を行う。

## 第7章 開 票

第15条 開票管理者は、選挙管理委員をもってこれにあてる。開票管理者は、開票に関する事務を行う。

第16条 下記の投票は無効となる。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. 投票用紙の指定に従わないもの。
3. 記載事項の確認しがたいもの。

## 第8章 当選人

第17条 各選挙において有効投票数の最多数を得た順をもって当選人とする。当選人を決めるに当り、得票数が同じである時は決選投票により定める。

## 第9章 付 則

第18条 1. この規定は昭和36年9月11日より施行する。  
2. この規定は平成27年1月一部改正。

## 服装等の規定について

通常の服装	旧制服	セーラー服・タイ（白）スカート（膝が隠れる程度） 学ラン・白ワイシャツ・ベルト
	新制服	ブレザー・ネクタイ・リボン スラックス・スカート
薄めの服装	旧制服	白ブラウス・白ワイシャツ・ベスト・スカート 白ワイシャツ・制服のズボン
	新制服	ワイシャツ・スラックス・スカート
*名札は安全ピン名札を着用。		
登下校の防寒具	白・黒・紺のコートかウィンドブレーカー（部活動で使用しているものの色の指定はなし） *教室内は着用禁止。 ・マフラー、ネックウォーマー可。・その他の物、耳あては不可。	
校舎内での防寒具	・セーター（学校指定のもの。トレーナー不可） <着用の仕方> 制服の中に着る。ワイシャツやブラウスの上にセーターのみは不可。 ・ウィンドブレーカー、ネックウォーマーは着用しない。 ・保温性下着（黒か白）やタイツやレギンス（黒のみ）の着用は可。	
カバン	通学用の黒のリュック、サブとして青バックを使用可。 （ただし、行事など特別な場合を除いて青バックのみの登校は不可）	
清 掃	ジャージ又は体育着・ハーフパンツ	
は き も の	くつした	白・黒・紺・グレーのソックス（無地またはワンポイントは可。くるぶしが出るソックスは不可）
	上ばき	学校指定のもの。 体育館を使用するときは体育館シューズに履き替える。
	下ばき	色の指定なし、体育の授業に適したもので底が厚いものやハイカットは禁止
頭 髪	清潔感があり、学習・運動の妨げにならない髪型とする。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モヒカン等のような一部を剃り残す髪型は禁止・前髪は目にかからない長さ。</li> <li>・襟が肩にかかる場合は結ぶ。</li> <li>・結び目の高さは耳の高さより下、横結びは禁止</li> <li>・髪留め用のヘアピンやゴム・ビニールゴムの色は黒色・紺色とする。</li> <li>・ヘアピンについては、アメリカピンかパッチンピンとする。</li> </ul>	
	整髪料、髪飾り、染色、脱色、パーマは禁止。	
そ の 他	ピアス、化粧、アイプチ、付けまつ毛、エクステ等、中学生としてふさわしくないものについては全て禁止とする。	

# どこで買ったらいいの？

(安行中学校取扱業者)

## A 教科書

- 金川屋書店 048-281-1100

鳩ヶ谷市坂下 1-1-5

※教科書のみ。資料集・問題集などの副教材は取扱なし。

## B 制服関係

(ブレザー・ワイシャツ・スラックス・スカート ・ネクタイ・リボン・ボタン・青バッグ・通学鞆)

- スクールプラザふく 048-452-8067 川口市石神 524 (受付 10:00~18:00)
- スクールベン前川店 048-264-33331 川口市南前川 2-14-14 (10:30~18:30)

## C 体育着

(ジャージ・半袖体育着・ハーフパンツ・体育館シューズ・はちまき・上履き)

- シンゴースポーツ 048-282-1551 川口市蓮沼 297-18

※追加購入の青バッグ・カバンも取扱っています。火曜納品。

※上履きは、どこの店でも購入可。学年色と同色。

## D 通学鞆

- スクールプラザふく 048-452-8067 川口市石神 524
- スクールベン前川店 048-264-3331 川口市南前川 2-14-14
- シンゴースポーツ 048-282-1551 川口市蓮沼 297-18

## E プラスチック名札(学年色)

たたら文具

※担任の先生に代金を渡し、担当の先生にお願いします。

## F 身分証明書

※生徒会の先生が扱っています。担任の先生に再発行をお願いしてください。

# GIGA タブレット使用のルールについて

生徒指導部・GIGA 担当

学習用 GIGA タブレット使用の基本方針として…

生徒の皆さんに渡されている GIGA タブレットは、学習で使用するために川口市・学校から貸し出されている端末です。下の1～4の決まりを守って、上手に活用してください。また、以下ア・イに示す内容等のトラブルが発生した時は、ご家庭で対応をしていただいたり、学校からお願いをさせていただきますので、ご承知おきください。

ア 学習以外に使用し、トラブルになった場合はご家庭で対応してください。

イ 家庭での使用時間が長くなりすぎないように、ご家庭でも指導をお願いします。なお、約束が守れなかったり、睡眠不足などで健康状態に悪影響を与えている場合などは、学校保管の指示をすることがあります。

## 1. タブレット使用の基本

- ①タブレットの使用目的は、学校や家庭で学習活動をするために活用することです。学習活動に関わること以外（ゲームなど）に使ってははいけません。
- ②タブレットケースには名札タグをつけてください。タブレットを持ち運ぶ際は、必ずタブレットケースに入れてください。
- ③タブレット充電器に番号シールを貼ってください。
- ④自分のタブレットを他人に貸したり、使用したりしないでください。
- ⑤設定されているパスワードを変更したり、他の人に教えてはいけません。また、忘れないようにしてください。
- ⑥チャットへの書き込みは必要最低限にします。書き込む内容も十分に気を付けてください。
- ⑦マウスとタッチペンについては校内でも使用しても良いですが、自己管理となります。その他の付属品（イヤホン、ヘッドホン、USB など）は先生の指示や許可がある場合のみ使用することができます。
- ⑧デスクトップ画面、色などの設定を変えると、修理等に影響が出る場合があります。修復作業のため設定を初期化したり、データを消去したりすることがあります。

## 2. 登下校の持ち運びについて

- ①持ち帰る必要のない場合は、教室の充電保管庫に入れて充電をしておいてください。
- ②登下校中はタブレットをケースに入れ、カバンにしまってください。登下校中は使用しません。
- ③タブレットが入っているカバンを投げたり、衝撃を与えたりしないように気を付けてください。クッション性のある物をカバンの底に敷いたりして大切に持ち運んでください。
- ④雨天時は、濡らさないように気を付けて持ち運びをしてください。

## 3. 学校生活での使用について

- ①破損や紛失に十分に気を付けて使用及び保管してください。なお、故意による破損や故障等については弁償となりますが、うっかり落としてしまったなどの不注意による破損や故障等については補償されます。破損や紛失があった場合はすぐに先生に報告をして下さい。
- ②授業で使用する場合は、担当の先生の指示に従って操作をしてください。
- ③カメラ機能の使用は、許可された場合のみとします。肖像権や著作権には十分に気を付けて使用するようしてください。
- ④朝の時間・休み時間・放課後に使用する場合は、必ず先生の許可をもらってください。無断で使用はしません。

## 4. 家庭での使用について

- ①使用する時間は、ご家庭でよく話し合い、長時間使用せず、休憩を取りながら使用してください。
- ②授業内容の予習や復習、課題の取り組み、連絡確認用として活用してください。
- ③著作権や肖像権がありますので、カメラ機能でテレビ番組、動画を絶対に録画しないでください。

# まも やくぞく みんなで守ろう！タブレットの約束

## 1. タブレットは学がくしゅう習のためのアイテム

- 学がくしゅう習に関係のないサイトや動どうが画、ゲームにはアクセスしません。
- 壁紙かべがみや背はいけい景、パスワードなどを変へんこう更しません。
- チャットでの書かき込こみは、必要ひつような時ときのみ使つかいます。

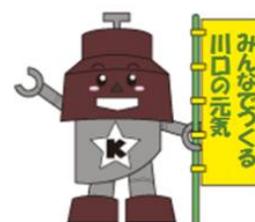


## 2. タブレットは必要ひつような時ときだけのアイテム

- 授じゅぎょう業じかんの時間ではない時ときにタブレットを使うときは、先せんせい生ほうこくに報ほうこく告つかをして使つかいます。
- 目めを休やすめるため、30分ふんくらいで休きゆうけいをとるようにします。

## 3. タブレットは使つかい方かたに気きを付つけるアイテム

- ID やパスワード…大だいじ事とに取りあたつかいます。他たにん人おしには教おしえません。
- 肖しょうぞうけん像きょか権ひと…許しよ可かなく人ひとの写しゃしん真しんをととつつたりししません。テレばんぐみビ番どうが組ろくがや動どうが画ろくがを録ろくが画ろくがししません。
- 著ちよさくけん作ひと権つく…人ひとが作つくったものかを勝か手てにコこピこーこやダだウだンだロろードろをしません。
- 人じんけん権とも…友ともだちも自じぶん分きずも傷つかつかない使つかい方かたをしません。
- 個こじん人じょうほう情ほう報ほうのああつあかあい…大だいじ事じょうほうな情じょう報ながをネねッねトね上ねに流ながしながまながせながん。



## 4. タブレットは優やさしさが必要ひつようなアイテム

- 使しよう用ようしないときは、いいついもタたブたレれッれトとケけーけーいスいに入いれいまいす。
- 自じたく宅ちやくに持もち帰かえらないときは、学がっこう校がっこうの決きめきらきれた場ばしょ所じゅうでんほかんこ（充ほかん電ほかん保ほかん管ほかん庫ほかん）で保ほかん管ほかんしほかんまほかんす。
- タブレットは水みずに弱よわくて壊こわれこわやすいので、濡ぬれないようにぬまぬしぬまぬす。

# 安行中学校では、いじめを絶対に許しません。

## いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」H25.6.28 より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

## いじめ防止の3原則

- 自分が嫌だと思ふことを人にしない
- 見て見ぬふりをしない
- 卑怯なことはしない

## もし、いじめにあったら

- (1)被害の記録をつける。（いつ、どこで、誰に、何をされたか）
- (2)早めに誰かに相談する。（絶対に一人で悩みを抱え込まない）
- (3)保護者や学校など、信頼できる大人にいじめの事実を伝え、具体的な助けを求める。

## もし、いじめを見たり聞いたりしたら

すぐに、保護者や学校など、身近な大人に伝える。決して見ぬふりをしない。見て見ぬふりはいじめを助長し、いつかは自分に回ってきます。

## 保護者・学校以外の相談先

### <川口市>

- 川口市いじめ相談テレフォン 電話 048-264-1510
- 川口市いじめ相談メール [ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp](mailto:ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp)

### <埼玉県警察>

- 少年サポートセンター 電話 048-865-4152(月～土 8:30～17:15)
- ヤングテレフォンコーナー 電話 048-861-1152(月～土 8:30～17:15)

### <埼玉県(埼玉県立総合教育センター)>

- よいこの電話教育相談 電話(保護者) 048-556-0874  
(18歳以下の子供) 0120-86-3192
- Eメール相談 [soudan@spcc.cd.jp](mailto:soudan@spcc.cd.jp)
- 南児童相談所 電話 048-262-4152

### <その他>

- さいたまチャイルドライン 電話 0120-99-7777 (毎日 16:00～21:00 年末年始除く)
- 子どもの人権 110 番 電話 0120-007-110 (月～金 10:30～17:15 祝日年末年始除く)